

鹿沼市消防本部（消防署）自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

入札 番号 第	貸付箇所	所在地	位置図	貸付面積 (幅×奥行)	高さ	月額売上実績 平均 (令和6年度)	入札資格要件
13	鹿沼市 消防本部 消防署	鹿沼市 上殿町 520-1	別紙の とおり ①-1	1.08㎡+0.5㎡ (W1.20m×D0.90m)	2m 以内	64,179円	要項2(3)の ②に該当
14	〃	〃	別紙の とおり ①-2	〃	〃	51,313円	〃

※1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※2 自動販売機は、入札番号ごとに1台設置するものとする。

※3 施設には計2台の設置となっております。今回の入札は、2台の内2台が更新となります。

2 貸付期間

令和7年7月1日から令和12年6月30日まで（更新なし）

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

① 大きさ

上記1に記載されている容積以内とする。

② デザイン（外観色を含む。）

周辺環境に配慮したデザインとする。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素等を冷媒として採用した機種とする。

(3) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準」（自動販売機据付基準策定委員会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自動販売機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

原則として、自動販売機 1 台につき空き缶用及びペットボトル用各 1 個の割合で自動販売機脇に設置する。

② 回収ボックスの規格

ア 素材 プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

ウ その他 収容済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成 7 年法律第 112 号）など、関係法令に基づいて設置者が適切に回収し、処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

② 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③ 設置者において、専門技術サービス員による、保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

(6) 電子決済の対応

① 電子マネー対応自動販売機であること。

4 販売商品の種類等

(1) 種類

缶及びペットボトル等の飲料。酒類を除く飲料とする。

(2) 価格

標準販売価格（定価）以下とする。

5 貸付料

落札価格とする。

6 電気料

設置者が自ら設置したメーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、市が定めた行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の取扱いの規定を準用して計算した額とする。

7 売上手数料

徴収しない

8 費用負担

(1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

(2) 電気使用量を計測するためのメーターを設置する場合にあっては、その設置及び撤去費用は、設置者が負担する。なお、設置に当たっては市の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、返還届を提出し、原状に回復して市の確認を受けなければならない。

10 自動販売機に伴う事故

市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

(1) 市の責に帰することが明らかな場合を除き、市はその責を負わない。

(2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又はき損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。